

大阪市総合教育センター産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託（概算契約）

1 案件名称

大阪市総合教育センター産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託（概算契約）

2 概要

本業務は、発注者が指示する収集場所から産業廃棄物を収集したのち、処理施設へ運搬し処分するものである。

3 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」（以下「法」という。）その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

4 排出事業者

本業務における排出事業者は大阪市総合教育センターとする。

5 履行期間

契約締結日から令和9年3月 31 日までとする。

6 業務内容

(1) 産業廃棄物の種類

収集運搬及び処分を行う産業廃棄物の種類、数量は次のとおりとする。

廃棄物の種類	数量 (※)	備考
廃プラスチック類（45ℓ袋）	200 袋	主な内容 ・ 廃プラスチック類（容器・包装プラスチック、ビニール袋類、CDケース等）
廃プラスチック類（ペットボトル）（45ℓ袋）	300 袋	ペットボトルのラベル及びキャップについては、必ずしも分別していない。
安定型混合廃棄物（箱詰）	50kg	・ 空き缶、空きびん等 ・ 金属くず類（壊れた傘等） ・ ガラス及び陶磁器くず類（植木鉢等）

※上記数量は令和8年度の予定数量であり、概算のため増減する可能性がある。

(2) 収集場所

【大阪市総合教育センター】 大阪市天王寺区南河堀町4-88  
大阪教育大学天王寺キャンパス構内（詳細は図面のとおり）

(3) 収集回数及び収集時間

2か月に1回を基本とするが、排出量の実情に応じて本市担当者と調整し変更できるものとする。

※収集曜日、時間などは、契約締結時に本市担当者と調整し決定する。

(4) 処分方法

関係法令を遵守の上、可能な限り再資源化を図ること。

## 7 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後下記の書類を発注者に提出すること。(業務計画書以外は本市の様式)
- (2) 受注者は、提出した内容に変更等が生じる場合は、速やかに変更後の書類を再度提出し、発注者の承認を得ること。

書類名	備考
産業廃棄物収集運搬業許可証(写)	見積書提出日
産業廃棄物処分業許可証(写)	見積書提出日
電子マニフェストシステム加入証(写)	見積書提出日
使用予定車両届及び車検証(写)	契約締結後速やかに提出
大阪市暴力団排除条例に基づく誓約証	契約締結後速やかに提出
業務着手届	契約締結後速やかに提出
業務責任者届	契約締結後速やかに提出
業務責任者変更届	業務責任者に変更が生じた場合に提出
業務責任者調書	業務責任者届とあわせて提出
業務計画書	契約締結後速やかに提出
業務完了届	業務完了後速やかに提出

- (3) 受注者は、産業廃棄物を収集運搬及び処分できることを示すものとして、別紙—1 に記載すること。

## 8 許可証の変更について

受注者は、産業廃棄物収集運搬業許可証(積込み場所及び積下ろし場所の両方とする。)及び産業廃棄物処分業許可証(以下「許可証」という。)の許可事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者へ提出すること。

## 9 運搬の最終目的地

受注者は、発注者から収集運搬を委託された産業廃棄物を、受注者の指定する最終目的地へ搬入すること。

## 10 処分の場所、方法及び処理能力

受注者は、発注者から処分を委託された産業廃棄物を許可証のとおり処分すること。

## 11 収集運搬過程における積替え保管

受注者は、発注者から収集運搬を委託された産業廃棄物の積替え保管を行うことはできない。

## 12 電子情報処理組織(電子マニフェストシステム)の利用

- (1) 産業廃棄物の処理にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(ホームページアドレス:<https://www.jwnet.or.jp>)が運営する「情報処理センター」への登録(電子マニフェストの使用)により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、

紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。

- (2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。
- (3) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

### 13 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 排出された産業廃棄物を収集運搬車両へ積込む際は、粉塵の飛散防止等を行い、施設を汚さないよう注意すること。
- (2) 積込・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。
- (3) 搬出場所から処理施設へ搬入する運搬経路は、発注者と打合せの上決定すること。
- (4) 業務履行中、現場及びその周辺にある施設（構造物、機器等）に対して支障を及ぼさないよう、養生を行うなど必要な措置を講じること。
- (5) 産業廃棄物を積込んだ後は、発生したごみ等が無いよう片づけること。

### 14 再委託の制限

- (1) 業務委託契約書（経常型）第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものでいい、受注者これを再委託することはできない。
  - 1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
  - 2) 産業廃棄物の収集運搬及び処分業務（最終処分は除く）
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請けの契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項の規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りでない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（経常型）第 16 条第 2 項

及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

#### 15 経費の負担

本業務にかかる運搬費及び処分費の一切は、受注者の負担とする。

#### 16 概算契約及び支払方法

本業務の数量は概算であり、発注者の都合により増減することがある。契約当初は概算数量で契約するが、後日数量を確定する。

本業務にかかる運搬費用、使用する運搬用具・機材等にかかる費用等、負担する全ての費用を含めたもので、概算契約の内訳明細(別紙-2)の単価へ履行期間内の実履行数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行う。

四半期毎の業務終了後、マニフェスト並びに報告書等(廃棄物それぞれの処理量がわかるもの)と所定の請求書の提出に基づき速やかに支払うものとする。

#### 17 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

#### 18 適正処理に必要な情報

(1) 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要となる情報を、次のとおり受注者へ提供する。

産業廃棄物の発生工程	大阪市総合教育センターにおける廃棄物
産業廃棄物の性状及び荷姿	固形状 袋詰
通常の保管状況の下での腐敗、揮発など性状の変化	なし
他の廃棄物との混合等により生ずる支障	なし
廃棄物が廃パーソナルコンピューター、廃ユニット型エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機である場合には、JIS C0950号に規定する有害物質(鉛等6物質)の含有マーク表示に関する事項	なし
含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の有無	なし
取扱いの注意事項	なし

(2) 発注者は、受注者の求めに応じて、上記の内容以外にも適正処理に必要な情報を書面で受注者に提供する。

(3) 発注者は、上記(1)及び(2)の情報に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面で受注者に通知する。

#### 19 委託契約を解除した場合の処分されない産業廃棄物の取扱い

発注者及び受注者は、下記内容により相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することが出来る。但し、発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この

契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処分が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の処置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

ア 受注者は解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約区分に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用を持って行わせなければならない。

イ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、発注者は当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある産業廃棄物の処分を行わせしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求するものとする。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

## 20 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市に帰属する。

## 21 その他

(1) 見積にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は見積書提出期限内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。

(3) 本業務に使用する車両については、産業廃棄物収集運搬業の許可を得た車両とし、車両使用に係る特記仕様書(別添)に適合するものを使用すること。

## 22 事業担当

大阪市総合教育センター管理担当 担当者: 埜邊

大阪市天王寺区南河堀町4-88[大阪教育大学天王寺キャンパス構内]

電話番号 06-6718-7230

本項目は契約後記入とする。

別紙— 1

1 収集運搬に関する事業範囲

(積込み場所)

許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_

許可の有効期限： \_\_\_\_\_

事業範囲： \_\_\_\_\_

許可の条件： \_\_\_\_\_

許可番号： \_\_\_\_\_

(積下ろし場所)

許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_

許可の有効期限： \_\_\_\_\_

事業範囲： \_\_\_\_\_

許可の条件： \_\_\_\_\_

許可番号： \_\_\_\_\_

2 処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_

許可の有効期限： \_\_\_\_\_

事業区分： \_\_\_\_\_

産業廃棄物の種類： \_\_\_\_\_

許可の条件： \_\_\_\_\_

許可番号： \_\_\_\_\_

3 処分する場所の所在地、処分方法、施設の処理能力

事業場の名称 : \_\_\_\_\_

所在地 : \_\_\_\_\_

処分又は再生の方法 : \_\_\_\_\_

施設の処理能力 : \_\_\_\_\_

4 最終処分する事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力

発注者から受注者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。  
（前項の処分により全量再生または最終処分された場合には記載不要）

最終処分先の 番号	中間処分後の 産業廃棄物の種類	最終処分を行う 事業場の名称	所在地	処分方法	施設の 処理能力

5 再生の事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力

発注者から受注者に委託された産業廃棄物の再生（予定）を次のとおりとする。

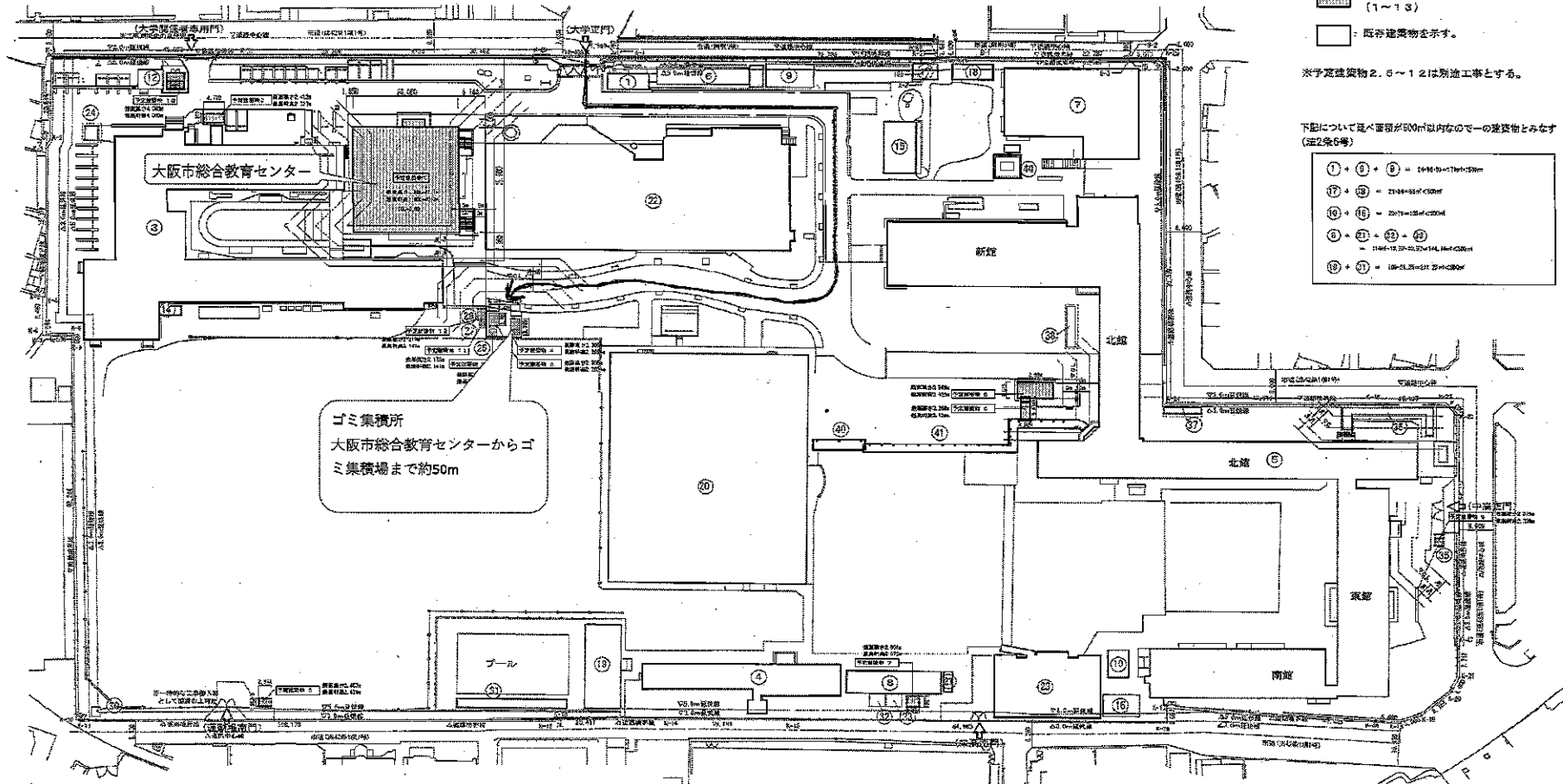
再生先 の番号	中間処分後の 産業廃棄物の種類	再生を行う 事業場の名称	所在地	再生方法	施設の 処理能力

## 概算契約の内訳明細

単位：円

種別（業務内容）	数量（※）	単価・円	金額・円（※）
収集運搬業務（回数）	8回		
廃プラスチック類（45ℓ袋）	200袋		
廃プラスチック類（ペットボトル）（45ℓ袋）	300袋		
安定型混合廃棄物（箱詰・実測）	50kg		
業務委託料総額（税抜）			
消費税及び地方消費税相当額			
業務委託料総額（税込）			

※数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。



——— : 道路境界線を示す。  
 - - - : 防火の恐れのある範囲を示す。  
 (3m=1階の部分、5m=2階以上の部分)  
 ○ : 建物脚線間中心線を示す。  
 ■ : 予定建築物(今回申請)を示す。(1~13)  
 □ : 既存建築物を示す。

※予定建築物2.5~1.2は別途工事とする。

下記について延べ面積が500㎡以内のものを建築物とみなす(定2条6号)

① + ② + ③	= 1444.97㎡<C500㎡
④ + ⑤	= 2148.88㎡<C500㎡
⑥ + ⑦	= 2977.18㎡<C500㎡
⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑪	= 1144.12㎡<C500㎡
⑫ + ⑬	= 106.21㎡<C500㎡

図面番号	名称	面積	用途
①	主建物	1444.97	教育施設
②	附属建物	2148.88	教育施設
③	その他	2977.18	教育施設
④	附属建物	1144.12	教育施設
⑤	その他	106.21	教育施設

図面番号	名称	面積	用途
⑥	主建物	1444.97	教育施設
⑦	附属建物	2148.88	教育施設
⑧	その他	2977.18	教育施設
⑨	附属建物	1144.12	教育施設
⑩	その他	106.21	教育施設

KB4-10.479  
 SGL-9, BC-KB4-0.679  
 SGL-96  
 TL=0.00-KB4-0.479  
 ※KB4は地質調査のK図を示す

年度	設計年月	設計業務名	図面名称	縮尺	建築士法第20条第1項に基づく表示	工事名称	大阪教育大学事務総務部総務部加設棟	課 長	図面番号
令和4	令和4年5月	大阪教育大学(天王寺)合築施設(仮称)新築実施設計業務	全体配帯図	A1=1/500 A3=1/1000		大阪教育大学(天王寺)合築施設(仮称)新築その他工事			A-005